

w4446P-00

合格革命



2019年度版

行政書士

基本問題集

行政書士試験研究会

精選350問で合格力アップ!

過去問 + オリジナル問題で
重要論点を完全マスター

革命的! 解答テクニック ▶ P10-18



「基本テキスト」に
完全リンク!

早稲田経営出版

TAC PUBLISHING Group



はじめに

受験生話を聞いていると、「テキストを何回も読んでいるのに合格できない」「資格学校に通って何年も講義を聴いているのに合格できない」といった悩みを抱えている人が多いようです。テキストを何回も読んだり講義を何年も聴いたりしているのですから、決して勉強自体をしていないわけではありません。

それでは、なぜ合格できないのでしょうか？ それは、問題を解いていないからです。当たり前のことですが、行政書士試験では、問題が解けなければ1点も取ることはできません。いくらテキストを読みこんだりマーカーをたくさん引いたりしたところで、試験当日に「このテキストを読みなさい」とか「重要ところにマーカーを引きなさい」といった出題はされないのです。したがって、行政書士試験に合格するためには、普段から問題を解く訓練をする必要があるのです。

ただ、問題を解く訓練といっても、何でもよいからとにかく問題集を解けばよいというものではありません。従来の行政書士試験用の問題集は、テキストとのリンクがなされていないものが多く、問題集を解いてもそこで出てきた知識がテキストのどこに書いてあるかがわからず（ひどいものになると、そもそもテキストに書いてなく）、非常に使いづらいものばかりでした。そこで、本書では、1つの選択肢ごとに『基本テキスト』の参照ページを付けるという「革命的」な試みをし、受験生のみなさんが効率的に学習できるようにしています。

また、本書は、絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出题しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充していますので、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。さらに、単に問題と解説を掲載するだけでなく、「キーワード（用語解説）」「ポイント（問題の着眼点）」「解答のテクニック」といったお役立ち情報も満載なので、これ1冊で「革命的」に実力を伸ばすことができます。

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験という堅固な要塞を攻略し、「合格革命」を成功させるための最強の武器となってくれることでしょう。

2018年11月

行政書士試験研究会

目次

本書の特長と使い方	6
合格革命シリーズの紹介と合格への道のり	8
～これは使える～ 革命的！解答テクニック	10

第1部 憲法

50問

第1章 総論	20
第2章 人権	24
第3章 統治	82

第2部 行政法

105問

第1章 行政法の一般的な法理論	122
第2章 行政手続法	176
第3章 行政不服審査法	208
第4章 行政事件訴訟法	224
第5章 国家賠償法・損失補償	278
第6章 地方自治法	298

第3部 民法

85問

第1章 総則	334
第2章 物権	370
第3章 債権	414
第4章 親族	488
第5章 相続	498

第4部 商法

30問

第1章 商法	506
第2章 会社法	518

第5部 基礎法学

15問

第1章 法学概論	568
第2章 紛争解決制度	586

第6部 一般知識

65問

第1章 政治	600
第2章 経済	622
第3章 社会	644
第4章 情報通信	660
第5章 個人情報保護	682
第6章 文章理解	706

本書における法令基準日

本書は、平成30年11月12日現在の施行法令および平成30年11月12日現在において平成31年4月1日までに施行される法令に基づいて執筆されています。

本書の特長と使い方

1 各問題のテーマを示しています。

2 過去問の場合は、出題年度と問題番号を明記しています（平成12年度問題6であれば、平12-6としています）。また、法改正などにより過去問を改編した場合は、問題番号の後に「改」と付けています。なお、オリジナル問題の場合は、「オリジナル問題」と記載しています。

3 本試験での出題可能性の高いものから順にA～Cのランクを付しています。時間のない人は、Aランクの問題だけでも解いておきましょう。

第1部 憲法

第1章 総論

1

主権概念

Check!



平12-6

難易度

普

重要度

C

次の記述のうち、「主権」という用語が他とは違う意味で使われているものはどれか。

- ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
- 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

5 問題を解く際のヒントです。問題を一読してわからない場合は、ヒントを参考にしながら解いてみるとよいでしょう。

4 各問題の難易度を示しています。

易…確実に正解したい基本的な問題

普…できれば正解したい合否を分けるレベルの問題

難…間違えても仕方ないといえる応用的な問題



ヒント

主権の概念は、一般に、①国家の統治権、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権、という3つの意味で使われているので、肢1～肢5の「主権」がどの意味で使われているかを判断していこう。

解説

主権の概念は、一般に、①**国家の統治権**、②**国家権力の属性としての最高独立性**、③**国政についての最高の決定権**、という3つの意味で使われています。

テキスト p.27

1 ↑ **同じ** 「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とする本肢（前文1項）の「主権」は、③**国政についての最高の決定権**の意味で使われています。

6 「基本テキスト」の参照ページを示しています。正誤判断ができない知識が出て来たら、『基本テキスト』の該当部分にマーカーを引いておき、定期的にその部分を見直すようにすると、効率的に知識が定着します。

7 正誤判断のポイントは色を変えていますので、なぜその答えなのかが目でわかるようになっています。

正解 2

8 各問題の正解番号を示しています。

解答の テクニック

仲間外れ問題のコツ

本問のような仲間外れ（他とは違うもの）を探す問題では、肢1～肢5に共通する語句を探してみましょう。本問では、肢2以外は「国民」という語句が使わ

9 問題を解く際に役立つテクニックを紹介しています。

10 その問題で出てきたキーワードの意味を解説しています。

🔍 キーワード 天皇の国事行為

天皇の国事行為とは、天皇が行う形式的・儀礼的な行為のことです。これは、6条に2個、7条に10個定められています。

11 問題を解く際の着眼点（注意すべき点）を示しています。

👉 ポイント 寄付の性質と目的の範囲

南九州税理士会政治献金事件は、政治団体への政治資金の寄付が問題となった事件でしたので、会員各人が市民としての個人的な政治的思想・見解・判断等に基づいて

合格革命シリーズの紹介と合格への道のり

以下では、「合格革命シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名と刊行時期は変更される場合があります）。各書籍の特長をよく理解して、効果的な学習をしてください。

学習スタート

1

『スタートダッシュ』

行政書士試験合格のための「初めの一歩」として、行政書士の試験制度や頻出テーマの概要を押さえることで、今後の学習をスムーズにすることができます。また、法律学習の最も基本である条文の読み方についても、この1冊でマスターすることができます。

2

『基本テキスト』

行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。全ページカラーですから見やすいのはもちろん、「よくある質問」「引っかけ注意！」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。



3

『基本問題集』

絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出題しつつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充することで、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。また、1つの選択肢ごとに『基本テキスト』の参照ページを付けていますので、簡単に復習することができ、『基本テキスト』の知識を定着させるのに最適です。

今ココ

入門期

概要をマスター！

実力養成期

必要な知識を定着！

4 『肢別過去問集』

(2018年12月刊行)

法令科目と情報通信・個人情報保護の過去問を1肢ごとに分解して、詳細な解説を掲載した、1問1答○×式の問題集です。過去問学習による知識の確認・定着に最適です。

5 『一問一答式出るとこ千問ノック』

(2019年1月刊行)

『基本テキスト』の本文部分と基本事項の側注(赤色部分)を素材として、1問1答○×式のオリジナル問題1000問を出題しています。コンパクトサイズで、いつでもどこでも択一式対策を進めることができます。また、全問オリジナル問題ですから、過去問だけでは物足りない、不安だという人にもお勧めです。

7

『法改正と直前予想模試』

(2019年4月刊行)

3時間で60問という本試験と同様の実践演習を3回分行うことができます。もちろん、ヤマ当ても十分に期待できます。また、行政書士試験はその年の4月1日現在施行されている法律に基づいて実施されますので、その時点で判明している法改正情報も掲載します。

6 『40字記述式・多肢選択式問題集』

(2019年2月刊行)

条文・判例の穴埋め問題で記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく<基礎編>から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している<応用編>へと進むようになっており、無理なく記述式対策が進められます。また、多肢選択式問題も掲載されていますから、多肢選択式対策もこの1冊で万全です。



弱点克服期

苦手分野を克服!

総仕上げ期

実力を最終チェック!

～これは使える～

革命的！解答テクニック

このコーナーでは、読者のみなさんがこれから問題演習をするに当たり、是非とも知っておいていただきたい「革命的！解答テクニック」を伝授していきます。このテクニックを駆使することで、**短時間でミスなく**問題を解き進めることができるでしょう。

「革命的！解答テクニック」を使いながら本書の問題をくり返し解き、本試験までにこのテクニックを身に付けておきましょう！

1 5肢択一式問題の解き方

1. 問題文に○と×を大きく書く

行政書士試験の問題では、「正しいもの（妥当なもの）はどれか」という問題と、「誤っているもの（妥当でないもの）はどれか」という問題が混在しています。したがって、何となく問題を解いていると、「誤っているものはどれか」という問題で正しいものを選んでしまうなど、知識はあるのに間違えてしまうといった事態が往々にして生じてきます。これはとても勿体ないことです。

そこで、どちらが問われているかを瞬時に判断できるように、**問題文に「正しいもの（妥当なもの）はどれか」とあれば○を、「誤っているもの（妥当でないもの）はどれか」とあれば×を、以下のように大きく書いておきます。**

問題1 次の記述のうち、日本の首都として、**正しいもの**はどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

2. 単純正誤問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を横に書き、記号が一致したものを選ぶ

行政書士試験では、「正しいもの（妥当なもの）はどれか」といった形式の単純正誤問題が最も多く出題されます。このような形式の問題では、各肢の正誤判断をし、「正しい（妥当である）」と判断した肢の横には○を、「誤り（妥当でない）」と判断した肢の横には×を書いていきます。そして、問題文の記号と肢の横の記号が一致したものが正解となります（以下の問題の正解は「2」となります）。

このように、ビジュアルでどれが正解かわかるようにしておく、ケアレスミスの防止に役立ちます。

問題1 次の記述のうち、日本の首都として、正しいものはどれか。

- × 1 札幌
- 2 東京
- × 3 名古屋
- × 4 京都
- × 5 大阪

一致 → 正解は「2」

問題2 次の記述のうち、関東地方にある県として、誤っているものはどれか。

- 1 埼玉県
- 2 千葉県
- 3 神奈川県
- × 4 沖縄県
- 5 群馬県

一致 → 正解は「4」

3. 組合せ問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を書き、記号が一致しないものを含む組合せを消去していく（消去法）

行政書士試験では、「正しいもの（妥当なもの）の組合せはどれか」といった形式の組合せ問題も出題されます。このような形式の問題では、各肢の正誤判断をしてその結果を横に書き、**記号が一致しないものを含む組合せを消去**していきます。このようなテクニックを**消去法**といいます。

例えば、以下の問題で、**肢アが誤り（×）とわかったら、アに×を付け、アを含む「1」「2」を消去**します。次に、肢イが正しい（○）とわかったら、イに○を付けます（記号が一致するので、ここでは消去しません）。次に、**肢ウが誤り（×）とわかったら、ウに×を付け、ウを含む「3」「5」を消去**します。そして、残った組合せが正解となります（以下の問題の正解は「4」となります）。

このように、**組合せ問題ではすべての肢を検討しなくても正解が出る**ようになっていますので（以下の問題でも肢エは検討していません）、消去法を駆使して時間と労力を温存しましょう。

問題3 次のア～エの記述のうち、関東地方にある県として、**正しいもの**の組合せはどれか。

×ア 沖縄県
○イ 埼玉県
×ウ 青森県
エ 神奈川県

1 ~~×~~・~~イ~~
2 ~~×~~・~~ウ~~
3 ~~○~~・~~ウ~~
4 ~~○~~・~~エ~~
5 ~~×~~・~~エ~~

消去
消去

正解は「4」

第 1 部

憲法

1

主権概念

Check!



平12-6

難易度 普

重要度 C

次の記述のうち、「主権」という用語が他とは違う意味で使われているものはどれか。

- ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
- 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
- 国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。
- 高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべきである。



ヒント

主権の概念は、一般に、①国家の統治権、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権、という3つの意味で使われているので、肢1～肢5の「主権」がどの意味で使われているかを判断していこう。

解説

主権の概念は、一般に、①**国家の統治権**、②**国家権力の属性としての最高独立性**、③**国政についての最高の決定権**、という3つの意味で使われています。

テキスト p.27

- 1 **同じ** 「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とする本肢（前文1項）の「主権」は、③**国政についての最高の決定権**の意味で使われています。
- 2 **違う** 「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」とする本肢（前文3項）の「主権」は、②**国家権力の属性としての最高独立性**の意味で使われています。
- 3 **同じ** 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」とする本肢（1条）の「主権」は、③**国政についての最高の決定権**の意味で使われています。
- 4 **同じ** 「国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。」とする本肢の「主権」は、③**国政についての最高の決定権**の意味で使われています。
- 5 **同じ** 「高度の政治性を有する国家行為は、司法審査になじまず、国会等の政治部門の、最終的には主権者たる国民の、政治責任において行われるべきである。」とする本肢の「主権」は、③**国政についての最高の決定権**の意味で使われています。

解答の

テクニック

仲間外れ問題のコツ

本問のような仲間外れ（他とは違うもの）を探す問題では、肢1～肢5に共通する語句を探してみましょう。本問では、肢2以外は「国民」という語句が使われている（国民主権を意味する）のに対し、肢2では「国民」という語句が使われていません。したがって、仲間外れは肢2ということになります。

正解

2

2

天皇

Check!



平18-4

難易度 普

重要度 B

次のア～オの記述のうち、憲法上、天皇の国事行為として認められていないものはいくつあるか。

- ア 内閣総理大臣の指名
- イ 憲法改正、法律、政令及び条約の裁可
- ウ 国務大臣の任免
- エ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の決定
- オ 衆議院の解散

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

- ア **認められていない** 天皇の国事行為は、内閣総理大臣の**任命**であり（6条1項）、指名ではありません。なお、内閣総理大臣の指名は、国会の権能です（67条1項）。 **テキスト p.31**
- イ **認められていない** 天皇の国事行為は、憲法改正、法律、政令及び条約を**公布**することであり（7条1号）、裁可することではありません。なお、裁可とは、大日本帝国憲法によって天皇に認められていた権能であり、法律に国民を拘束する潜在的な効力を付与する行為のことです。 **テキスト p.32**
- ウ **認められていない** 天皇の国事行為は、国務大臣の任免を**認証**することであり（7条5号）、任免それ自体ではありません。なお、国務大臣の任免それ自体は、内閣総理大臣の権能です（68条1項、2項）。 **テキスト p.32**
- エ **認められていない** 天皇の国事行為は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を**認証**することであり（7条6号）、これらを決定することではありません。なお、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の決定は、内閣の権能です（73条7号）。 **テキスト p.32**
- オ **認められている** **衆議院の解散**は、天皇の国事行為として認められています（7条3号）。なお、衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に衆議院議員全員の資格を失わせることです。 **テキスト p.32**



キーワード 天皇の国事行為

天皇の国事行為とは、天皇が行う形式的・儀礼的な行為のことです。これは、6条に2個、7条に10個定められています。

正解 4（ア・イ・ウ・エの四つ）

3

法人の人権

Check!



オリジナル問題

難易度 易

重要度 A

法人の人権に関する次のア～エの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用される。
- イ 会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持・推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有しない。
- ウ 税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであれば、税理士会の目的の範囲内の行為である。
- エ 阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に復興支援拠出金を寄付することは、群馬司法書士会の目的の範囲内の行為であり、そのために復興支援特別負担金を徴収する旨の同会の総会決議は、有効である。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

解説

- ア **正しい** 最高裁判所の判例は、憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、**性質上可能な限り、内国の法人にも適用される**としています（八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24）。 テキスト p.37
- イ **誤り** 最高裁判所の判例は、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持・推進し又は反対するなどの**政治的行為をなす自由を有する**としています（八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24）。 テキスト p.37
- ウ **誤り** 最高裁判所の判例は、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、**たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理士会の目的の範囲外の行為である**としています（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）。 テキスト p.37
- エ **正しい** 最高裁判所の判例は、阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に復興支援拠出金を寄付することは、**群馬司法書士会の目的の範囲内の行為であり、そのために復興支援特別負担金を徴収する旨の同会の総会決議は、有効である**としています（群馬司法書士会事件：最判平14.4.25）。 テキスト p.37



ポイント

寄付の性質と目的の範囲

南九州税理士会政治献金事件は、政治団体への政治資金の寄付が問題となった事件でしたので、会員各人が市民としての個人的な政治的思想・見解・判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であることを理由に、目的の範囲外の行為であるとされました。これに対して、群馬司法書士会事件は、震災により被災した他の司法書士会への復興支援拠出金の寄付が問題となった事件でしたので、会員の政治的・宗教的立場や思想信条の自由を害するものではないことを理由に、目的の範囲内の行為であるとされました。

正解

2 (ア・エ)

4

外国人の人権

Check!



平19-6

難易度 易

重要度 A

外国人の憲法上の権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、この自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶと解される。
- 2 日本に在留する外国人のうちでも、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特に緊密な関係を持っている者に、法律によって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されない。
- 3 普通地方公共団体は、条例等の定めるところによりその職員に在留外国人を採用することを認められているが、この際に、その処遇について合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることは許される。
- 4 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国はその政治的判断によって決定することができ、限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。
- 5 外国人は、憲法上日本に入国する自由を保障されていないが、憲法22条1項は、居住・移転の自由の一部として海外渡航の自由も保障していると解されるため、日本に在留する外国人が一時的に海外旅行のため出国し再入国する自由も認められる。

- 1 **妥当である** 最高裁判所の判例は、国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、**この自由の保障は、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ**としています（指紋押捺拒否事件：最判平7.12.15）。 テキスト p.49
- 2 **妥当である** 最高裁判所の判例は、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、**法律をもって、地方公共団体の長・議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない**としています（最判平7.2.28）。 テキスト p.39
- 3 **妥当である** 最高裁判所の判例は、地方公共団体が、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、**合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、このような措置は、憲法14条1項に違反するものではない**としています（最判平17.1.26）。 テキスト p.40
- 4 **妥当である** 最高裁判所の判例は、社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができ、**その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される**としています（塩見訴訟：最判平1.3.2）。 テキスト p.39
- 5 **妥当でない** 最高裁判所の判例は、我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものではなく、**再入国の自由も保障されない**としています（森川キャサリーン事件：最判平4.11.16）。

テキスト p.38、39

5

外国人の人権

Check!



平27-3

難易度 易

重要度 A

外国人の人権に関する次の文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。
- 2 わが国に在留する外国人は、憲法上、外国に一時旅行する自由を保障されているものではない。
- 3 政治活動の自由は、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等、外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとは解されるものを除き、その保障が及ぶ。
- 4 国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない。
- 5 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によってこれを決定することができる。

- 1 **妥当でない** 最高裁判所の判例は、国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、**この自由の保障は、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ**としています（指紋押捺拒否事件：最判平7.12.15）。 テキスト p.49
- 2 **妥当である** 最高裁判所の判例は、**我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものではない**としています（森川キャサリーン事件：最判平4.11.16）。 テキスト p.38、39
- 3 **妥当である** 最高裁判所の判例は、**政治活動の自由は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものを除き、その保障が及ぶ**としています（マクローリン事件：最大判昭53.10.4）。 テキスト p.38
- 4 **妥当である** 最高裁判所の判例は、国の統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものである以上、**外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することはわが国の法体系の想定するところではない**としています（最大判平17.1.26）。 テキスト p.40
- 5 **妥当である** 最高裁判所の判例は、**社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができる**としています（塩見訴訟：最判平1.3.2）。 テキスト p.39

第6章 文章理解 (706ページ～750ページ) は、
文芸作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

2019年度版 合格革命 行政書士 基本問題集

発行日 2018年12月20日

初版発行

編著者 行政書士試験研究会

発行者 猪野 樹

発行所 株式会社 早稲田経営出版

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-1-5

神田三崎町ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9027

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© Waseda keiei syuppan 2018

管理コード w4446P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。